

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		墓地等工事完了検査結果の通知
根拠法令及び条項		新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第12条第2項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第12条第1項、同条第3項及び第17条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、具体的な基準を定めることが困難であるため
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年9月30日設定(平成25年5月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	8日間
	設定等年月日	平成25年5月1日設定(平成 年 月 日最終変更)